

東京都公報

発行
東京都

目次

95

規則

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
 - 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）…一
 - 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局環境改善部自動車環境課）…四
- ### 規則（教）
- 東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則……………五
- ### 規程（水）
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………五
 - 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程……………五
 - 東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………六
- ### 規程（下水）
- 東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………六

規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合

六 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により育児参加休暇を承認されている場合

第十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合

第十五条第二項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第九号」に改める。

附則
この規則は、令和四年一月一日から施行する。
東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十九号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三項」を「第五項」に改め、「。以下「手数料条例」という。」を削る。第六条及び第七条を削る。

第八条第一項中「次に掲げるもの」を「申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、知事が必要と認める図書」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げるもの」を「前項の図書を添付する場合において、規則第二条第一項に掲げる図書のうち知事が不要と認める図書」に改め、同項各号を削り、同条を第六条とする。

第九条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。
（自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る事項）

第八条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることについての基準は、建築をしようとする住宅が立地する地域における自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮の観点から、知事が別に定めるところによるものとする。

第十条第一項中「変更認定申請」を「法第八条第一項の規定に基づく変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）」に改め、同条第二項中「建築基準法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を加え、同条を第九条とし、第十一条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

別記第一号様式中「第10条」を「第10条」に改める。
別記第二号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「第12条第一項」を「第11条第一項」に改める。
別記第三号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「第12条第二項」を「第11条第二項」に改める。
別記第四号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第13条第一項」を「第12条

第一項」に改める。

別記第五号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第13条第二項」を「第12条第二項」に、「建築及び」を「建築又は」に改める。

別記第六号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「第14条第一項」を「第13条第一項」に改める。

別記第七号様式中「第15条」を「第14条」に改める。
附則

- 1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第六条第二項及び第八条第二項第二号の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百二十号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二項中「または」を「、又は」に、「使用料減額（免除）通知書」を「福祉住宅使用料減額（免除）通知書」に改める。

第十条第一項第一号中「第二条第一号」を「第五条第一項」に改める。
第十四条中「配偶者」の下に「(条例第十五条第一項第一号に定める配偶者をい
う。)」を加える。

別記第一号様式(表面)中「福祉住宅(民生・母子)使用申込書」を「福祉住宅使用
申込書」に改める。

別記第五号様式表中

| | | |
|------|-------|------|
| 福祉住宅 | 種別 | |
| 福祉住宅 | 名称・番号 | 号室 |
| 福祉住宅 | 使用料 | 月額 円 |
| 福祉住宅 | 共益費 | 月額 円 |

を

| | | |
|------|-------|------|
| 福祉住宅 | 名称・番号 | 号室 |
| 福祉住宅 | 使用料 | 月額 円 |
| 福祉住宅 | 共益費 | 月額 円 |

に

及び同様式表中

「14 母子住宅の利用者は、次の場合、住宅を明け渡すこと。

- (1) 使用者が配偶者を有するに至つたとき。
- (2) 使用者の扶養している児童が成年に達したとき。
- (3) 使用者又はその世帯員のみとなつたとき。

別記第六号様式及び第七号様式中「民生」及び「母子」を削る。

別記第七号様式の二中

| | | | |
|------|-------|---------|------|
| 福祉住宅 | 種別 | 民生・母子 | () |
| 福祉住宅 | 名称・番号 | アパート・住宅 | 号棟 号 |
| 福祉住宅 | 使用許可日 | 年 月 日 | |

を

| | | | |
|------|-------|---------|------|
| 福祉住宅 | 名称・番号 | アパート・住宅 | 号棟 号 |
| 福祉住宅 | 使用許可日 | 年 月 日 | |

に

改める。

別記第八号様式中「使用料減免申請書」を「福祉住宅使用料減額(免除)申請書」に
「すべて」を「全て」に改める。

別記第十号様式から第十二号様式(表面)までの規定中「民生」及び「母子」を削る。

別記第十二号様式(裏面)中「すべて」を「全て」に改め、「民生」及び「母子」を削る。

別記第十二号様式の二中

| | | | |
|------|-------|------------|--------------------|
| 福祉住宅 | 種別 | 民生・母子 | |
| 福祉住宅 | 名称・番号 | 福祉住宅 母子 | 住宅 アパート 号棟(館) 号 |
| 福祉住宅 | 使用料 | 月額 円 | |

を

| | | | |
|------|-------|------|--------------------|
| 福祉住宅 | 名称・番号 | 福祉住宅 | 住宅 アパート 号棟(館) 号 |
| 福祉住宅 | 使用料 | 月額 円 | |

に

「すべて」を「全て」に改める。

別記第十三号様式(裏面)中「民生」及び「母子」を削る。

別記第十四号様式中

| | | |
|--------|------------|--------------------|
| 住宅の種別 | 民生・母子 | |
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 母子 | 住宅 アパート 号棟(館) 号 |

を

| | | |
|--------|------|--------------------|
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 | 住宅 アパート 号棟(館) 号 |
|--------|------|--------------------|

に

める。

別記第十四号様式の二及び第十五号様式中「民生」及び「母子」を削る。
別記第十六号様式中

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 住宅の種別 | 民生・母子 |
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 母子 住 アパート 号棟（館） 号 |

を

| | |
|--------|---------------------------------|
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 住 アパート 号棟（館） 号 |
|--------|---------------------------------|

に改

める。

別記第十七号様式中「民生」及び「母子」を削る。

別記第十八号様式中

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 住宅の種別 | 民生・母子 |
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 母子 住 アパート 号棟（館） 号 |

を

| | |
|--------|---------------------------------|
| 住宅名・番号 | 福祉住宅 住 アパート 号棟（館） 号 |
|--------|---------------------------------|

に改

める。

別記第二十号様式及び第二十一号様式（表面）中「民生」及び「母子」を削る。

別記第二十五号様式中「収入再認定請求書」を「年度収入再認定請求書」に改める。

別記第二十七号様式(裏)中「抜すい」を「抜粋」に、「現に」を「現に」に、「承諾」を「承認」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉住宅条例施行規則別記第一号様式、第五号様式から第八号様式まで、第十号様式から第十八号様式まで、第二十一号様式、第二十一号様式、第二十五号様式及び第二十七号様式による用紙で、現に

残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百二十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（特定低公害・低燃費車の導入義務）」に改め、同条第三項中「第三十五条に規定する」を「第三十五条第一号に規定する割合に係る」に、「同条に規定する低公害・低燃費車」を「特定低公害・低燃費車」に、「十五パーセント」を「三十パーセント」に改め、同条に次の二項を加える。

4 条例第三十五条第二号に規定する規則で定める乗用車は、第一項の自動車のうち軽自動車を除いたものであって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（これを改造した特種の用途に供するものを含む。）とする。

5 条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、二十パーセントとする。

別記第三十五号様式備考1中「様式第3の4」を「様式第3の5」に改める。

附 則

- この規則は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第三項の規定は、施行日から令和九年三月三十一日までの間にあっては、同項中「三十パーセント」とあるのは「十五パーセント」と

読み替えて、適用する。

3 新規則第十七条第五項の規定は、施行日から令和九年三月三十日までの間にあっては、同項中「二十パーセント」とあるのは「別に定める割合」と読み替えて、適用する。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (教)

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中

「第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）による納付を承認したときは、当該指定代理納付者」を「第二百三十一条の二の二第二号に該当するときににおける同条の規定により納付の委託を受けた指定納付受託者（東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）第二十八条に規定する指定納付受託者をいう。）による納付による収納をする場合は、当該指定納付受託者」に改める。

附 則

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者による納付の方法に係るこの規程による改正前の東京都水道局財務規程第三十七条の三の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程（昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式から第四号様式の六までの規定中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局指定金融機関事務取扱

規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十六の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

水道使用者が条例第二十八条に規定する指定納付受託者（以下単に「指定納付受託者」という。）に料金の納付を委託することができるのは、当該水道使用者の計量期間ごとの料金が次に掲げる要件を満たす場合に限るものとする。

第二十条の十六第二項各号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項を同条とする。

第二十一条第一号中「払込み」の下に「又は指定納付受託者による納付」を、「納入通知書」の下に「（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）」を、「発送」の下に「又は送信」を加え、同条第二号中「又は指定代理納付者」及び「（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、「七日。」を「七日」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者による納付の方法に係るこの規程による改正前

の東京都給水条例施行規程第二十条の十六及び第二十一条の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十九号

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程

東京都下水道条例施行規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の六を削る。

附 則

この規程は、令和四年一月四日から施行する。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

